

## 車両系建設機械（解体用）運転【第1種・第3種】技能特例講習受講申込書

【講習年月日：平成 年 月 日（ ）】

受付番号

ふりがな 申込者氏名 (略字不可)				写真2枚 ・ 2,5 cm×3,5 cm半年 以内に撮影したもの ・ 裏に氏名を記入し、 1枚はここに糊づけ し、1枚は添付してく ださい。
生年月日	昭和・平成	年	月 日 (満 歳)	
本籍地	( ) 都・道・府・県			
現住所	〒	—	受講票・修了証送付先 (いずれかに○)	
			勤務先	自宅
勤務先	会社名	建災防鹿児島県支部 (いずれかに○) [ 会員 ・ 非会員 ]		
	所在地	〒	—	
			電話	
			FAX	
連絡先 電話番号	※ 講習に関して連絡をとる場合の連絡先(□内にレ印)とその電話番号(【 】内に記入) □会社 □自宅 □携帯 □その他 【 】			
特例種別 (該当欄に○)	受講資格者	時間 (修了試験有)		必要書類
第1種 技能特例講習	裏面参照	学科	2 時間	①資格証の写し (裏面に添付) ②実務経験証明書
第3種 技能特例講習	裏面参照	学科	3 時間	(別紙 [実務経験証明書] 様式) ③運転免許証等の写

申込年月日 平成 年 月 日

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部長 殿

(〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211)

受講日 本人確認欄

## 【申込書記入にあたっての注意事項】

- この申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められていますので、誤りのないよう正確に記入してください。
- 申込者が本人であることの確認及び記入事項の確認に必要がありますので、運転免許証の写し等を添付してください。訂正箇所には訂正印を押してください。
- 本申込書にご記入された個人情報は、技能講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- 納入された受講料は、特別の事情がない限り払い戻ししません。
- デジタル写真・ポラロイド写真は、受理できない場合がありますので、ご注意ください。

建災防 記入欄	記載事項・受講資格等確認欄			受講料確認欄	
	実施管理者	支部受付担当者	分会受付担当者	金額	
				領収 年月日	

【 特例講習受講資格者 】

1 第1種技能特例講習 (学科のみ2時間及び修了試験)

- ① 車両系建設機械 (解体用) 運転技能講習を修了した者で、平成25年7月1日時点で新機種【注1】の経験が6か月以上の受講者
- ② 建設機械施工技術検定の1級合格者でショベル系の選択者【注2】又は2級の第2種合格者であって、平成25年7月1日時点で新機種(注)の経験が6か月以上の受講者

2 第3種技能特例講習 (学科のみ3時間及び修了試験)

- ① 車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習を修了した者で、平成25年7月1日時点で新機種【注1】の経験が6か月以上の受講者
- ② 建設機械施工技術検定の1級合格者でトラクター系の選択者【注2】又は2級の第1種・第3種合格者であって、平成25年7月1日時点で新機種(注)の経験が6か月以上の受講者

【注1】新機種…「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」又は「解体用つかみ機」

【注2】建設機械施工技術検定1級合格者の合格証明書では「ショベル系」を選択したのか、「トラクター系」を選択したのか不明な場合がありますので、別途その証明などが必要になります。

資格証等の写しを添付

資格証等の写しを添付			
建災防鹿児島県支部・分会担当者記入欄	原本確認	平成 年 月 日	㊞

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部長 殿

(元方事業者)

(事業場名)

(代表者職氏名)

印

新たな解体用車両系建設機械運転の実務経験について

今般、新たな解体用車両系建設機械の技能特例講習(第 種)の受講申込みに当たり、標記について、下記のとおり証明しますので、よろしく取り計らい願います。

記

1 証明対象労働者職氏名等

職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

2 1の者が現在所有している資格等

(該当する【 】内に○を付すこと。申請時に原本を提示すること。)

- (1) 【 】 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証
- (2) 【 】 車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了証
- (3) 【 】 建設機械施工技術検定の1級合格者でショベル系の選択者又は2級の第2種合格者
- (4) 【 】 建設機械施工技術検定の1級合格者でトラクター系の選択者又は2級の第1種・第3種合格者

3 1の者の新たな解体用車両系建設機械運転の経験期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 年 ヶ月間

\* 平成25年7月1日時点で「新たな解体用車両系建設機械」の運転業務に従事

4 1の者が運転経験を有する新たな解体用車両系建設機械の種類

(該当する【 】内に○を付すこと。)

- (1) 【 】 鉄骨切断機 (2) 【 】 コンクリート圧碎機 (3) 【 】 解体用つかみ機

5 1の者が従事した解体工事等

\* 上記4(1)~(3)の機械を使用した解体工事等名及び工事等の期間を記載すること

\* 紙面が足りなければ別紙に記載してよい。

工事名	工 期
	平成 年 月 ~ 平成 年 月
	平成 年 月 ~ 平成 年 月
	平成 年 月 ~ 平成 年 月
	平成 年 月 ~ 平成 年 月

## [実務経験証明書] 記入に当たっての注意事項

- 1 証明対象労働者の新たな解体用車両系建設機械運転の経験期間について
 

過去6ヶ月未満の間に新たに雇用した者であって、それ以前の事業場で新たな解体用機械に係る運転経験を有している場合は、前の事業者からの証明書類を添付し、その期間を加えた総計の経験期間を経験期間として差し支えありません。

ただし、前の事業者の証明について、協力が得られない場合は、現在所属している事業者が前の運転経験を証明することでも差し支えありません。

また、いわゆる一人親方等事業者の方は、自ら証明していただくことになります。

なお、証明する事業者が関係請負人（一人親方を含みます。）である場合は、元方事業者の確認を受けることが望ましいものです。
- 2 運転経験の考え方について
 

4の(1)鉄骨切断機、(2)のコンクリート圧砕機、(3)のつかみ機のそれぞれの運転経験期間のうち最も長いものの経験期間を記載してください。

その期間が6ヶ月に満たない場合であって、途中で運転する機械の種類が変わっている場合は、それぞれの機械の運転期間を足して記載してください。
- 3 運転経験算入対象の機械及び運転経験算入対象の業務について
 

解体用つかみ機は、木造家屋の解体に使用するいわゆるフォークグラップルをアタッチメントとして装着したものが対象となり、下記4にも関連しますが、基本的には、解体工事での機械運転経験が算入対象となります。

また、使用した機体の重量は問いません。（機体重量3トン以上、3トン未満のいずれの機械も算入できます。）
- 4 従事した解体工事等
 

「解体工事等」には、がれきの処理業務が含まれます。

また、解体工事等に伴って発生した解体物等を自社に持ち帰って、更に解体する業務も含まれます。

ただし、港湾荷役業務でグラップルを用いて荷を積み卸しする業務、産業廃棄物処理場でグラップルを用いて木材を移動させる業務は含まれていません。

なお、工事名まで分からない場合は、記入しなくとも差し支えありません。

(参考) 技能特例講習の種類別の受講資格

種別	技能講習の修了の状況	新たな解体用機械の運転経験
第1種	車両系建設機械ブレーカに係る技能講習を修了	6月以上
	建設機械施工技術検定の1級合格者でショベル系の選択者又は2級の第2種合格者	
第3種	車両系建設機械の整地・運搬・積込み用及び掘削用に係る技能講習を修了	
	建設機械施工技術検定の1級合格者でトラクター系の選択者又は2級の第1種・第3種合格者	